

## 庄川流域懇談会の設立趣意書

庄川は、その源を岐阜県高山市烏帽子岳（標高 1,625m）に発し、山間部を北流し富山県に入り、砺波平野・射水平野を形成する扇状地を流下し、日本海に注ぐ、幹川流路延長115km、流域面積 1,189km<sup>2</sup> の一級河川である。その流域は、岐阜及び富山両県の 7 市 1 村からなり、上流部には世界遺産の合掌造り集落、下流部の扇状地には県内一の穀倉地帯が広がるとともに、繊維や製紙などの産地、又交通の要衝ともなっており、富山県西部地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

一方で、庄川は我が国屈指の急流河川であり、流域が多雨・多雪地帯であることなどから、過去に洪水被害を繰り返しており、下流部の主要地区を洪水から防御することを目的として、明治 16 年に国の直轄事業として河川改修工事が開始された。その後も、昭和 41 年に「庄川水系工事実施基本計画」が策定され、昭和 62 年に流域の社会的、経済的發展にかんがみ、計画の改定を行い河川整備が進められ、安全・安心な地域づくりに貢献してきた。

平成 9 年に河川法の改正が行われ、その目的に、「治水」「利水」のほか、新たに「環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事実施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、関係地方公共団体の長、学識経験者、地域住民等の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入された。

庄川水系においては、平成 19 年 7 月頃に、「庄川水系河川整備基本方針」の策定が予定されている。この中で、治水基準地点雄神における基本高水のピーク流量を 6,500m<sup>3</sup>/s とし、このうち利賀ダム等の洪水調節施設により 700m<sup>3</sup>/s を調整し、計画高水流量を 5,800m<sup>3</sup>/s とする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等を定められる見込みである。

今後は、河川整備基本方針に基づいて、河川整備計画を早急に策定することが求められており、「庄川流域懇談会」は、この「庄川水系河川整備計画」の策定に向けて、庄川について造詣の深い学識経験者等の方々から意見を頂くことを目的として、北陸地方整備局が設置するものである。

具体的には、北陸地方整備局が「庄川水系河川整備計画」素案を作成するに先立ち、委員の学識や経験、並びに現地調査等を通じて得られる庄川の現状と課題を踏まえ、21 世紀を担う子孫に引き継ぐに相応しい、庄川の川づくりについてお考えを述べて頂く。さらに、これらの意見を踏まえて北陸地方整備局がとりまめる「庄川水系河川整備計画」素案に対して意見を述べて頂くとともに、あわせて、流域住民の意見聴取方法に対する意見を頂くことを目的に、設立するものである。

# 庄川流域懇談会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「庄川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

(設置・運営)

第2条 懇談会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

(目 的)

第3条 懇談会は、庄川に造詣の深い学識経験者等の方々から、庄川水系の河川整備計画の策定に向けて、意見を頂くことを目的とする。

(審議内容)

第4条 河川整備計画の内容に関する事項と、住民意見聴取の方法等に関する事項とする。

(組織等)

第5条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 懇談会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(座 長)

第6条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は懇談会を代表し、会務を統括する。
- 3 座長に事故ある時は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第7条 会議は座長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 座長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

(情報公開)

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は懇談会が行う。

- 2 懇談会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は懇談会が行う。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所に置く。

付則（施行期日）

この規約は、平成19年6月19日から施行する。

別 添

## 庄川流域懇談会委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	所属・役職	専門分野
安念 鉄夫	砺波市長	地域社会
大菅 正孝	高岡市吉久連合自治会長	水防
岡本 清右衛門	高岡市消防団長	水防
川西 正夫	関西電力 北陸支社次長	電力
佐伯 安一	元富山県文化財保護審議会委員	郷土史
佐竹 洋	富山大学教授	環境
橘 慶一郎	高岡市長	地域社会
田中 晋	富山大学名誉教授	環境
玉井 信行	金沢学院大学大学院教授	河川工学
長井 忍	富山県教育委員会小中学校課 主任指導主事	教育
長井 真隆	元富山大学教育学部教授	環境
林 靖太	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	農業水利
分家 静男	射水市長	地域社会
溝口 進	南砺市長	地域社会
米澤 博孝	庄川沿岸漁業協同組合連合会 代表理事会長	漁業

# 庄川流域懇談会運営方針

## 1. 懇談会の公開について

懇談会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については懇談会において検討を行うものとする。

### ■庄川流域懇談会における公開の考え方

#### 【事前案内について】

懇談会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には富山河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

#### 【公開について】

- 1) 懇談会は原則として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は懇談会が行う。なお、非公開により懇談会を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴者に退席してもらい実施する。

#### 【公開に対する対応について】

- 1) 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。  
なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般傍聴者とする。
  - ①会場の都合により事前に人数制限を告知する。
  - ②傍聴にあたっては、会議の運営を速やかに行うため、座長の指示に従うこととする。
- 2) 撮影（テレビカメラ・カメラ）は議事に入ってからのご遠慮頂くものとする。
- 3) 懇談会の資料は報道関係者及び一般傍聴者に配布する。
- 4) 懇談会での発言は委員と事務局のみとする。懇談会の席上では、報道機関、一般傍聴者からの意見、質問等は受け付けない。
- 5) 議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、富山河川国道事務所ホームページ等で公開する。

## 2. 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

懇談会規約第5条組織第2項に明記。

(組織等)

第5条 懇談会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 懇談会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることが出来る。

## 3. 懇談会に対する意見について

意見の取扱いについて

懇談会宛に寄せられた意見のうち、河川整備計画策定に関する意見は懇談会に報告するものとし、それ以外（河川整備基本方針、他河川に関するもの等）は事務局で対応する。